

東大和市公共施設等マネジメント行動計画

第1次アクションプラン

平成30年度（2018年度）～平成33年度（2021年度）

平成30年（2018年）7月

東大和市

目 次

第1章 公共施設等マネジメント行動計画の概要	1
第1節 アクションプランの目的	1
第2節 第1次アクションプランの趣旨	2
第2章 第1次アクションプランにおける建築系の公共施設の総量の縮減 と適正配置に関する基本的な考え方	3
第3章 第1次アクションプランにおける取組事項	4
第1節 建築系の公共施設に係る取組	4
第4章 第1次アクションプランの推進に向けて	6
第1節 取組の推進体制	6
第2節 取組の評価	6
第3節 次期アクションプランの策定に向けて	6

第1章 公共施設等マネジメント行動計画の概要

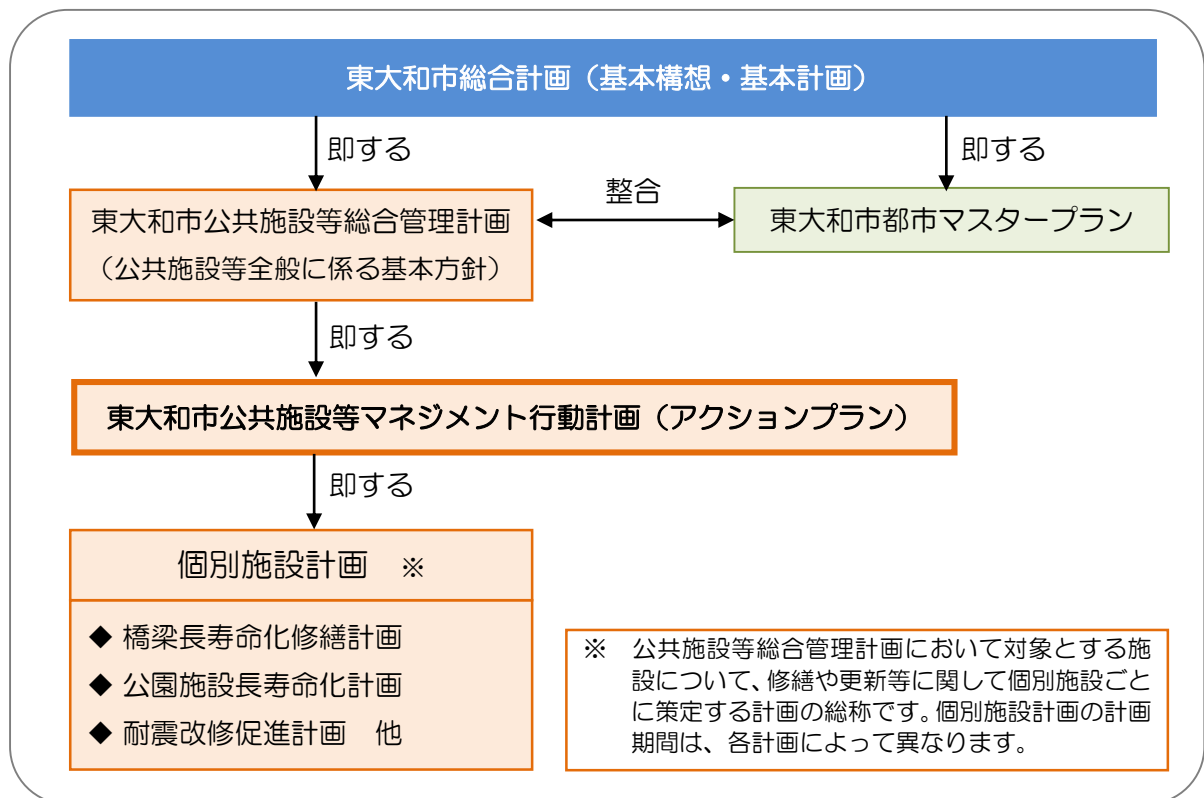
第1節 アクションプランの目的

東大和市では、公共施設等に関する中長期的な視点に基づいた老朽化対策と財政負担の平準化とともに、公共施設等の最適化を実現するための基本方針として、東大和市公共施設等総合管理計画（計画期間：平成29年度（2017年度）～平成68年度（2056年度）。以下「総合管理計画」という。）を平成29年2月に策定しました。

総合管理計画では、今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、公共施設等の総量や配置の見直しを計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進するために、「公共施設等適正化三原則」を掲げています。

「公共施設等適正化三原則」の中で、「原則その1『行動計画（アクションプラン）の策定と実行』」として、「総量の縮減と配置の適正化を踏まえた行動計画（アクションプラン）を策定し、老朽化対策を計画的に行い、財政負担の平準化を図ります。」と示しています。

東大和市公共施設等マネジメント行動計画（以下「アクションプラン」という。）は、総合管理計画の実効性を確保するため、総合管理計画の計画期間を5年から10年程度の期間に区分し、各期間内に実施すべき事業内容について定めるものです。また、アクションプランに掲げる事業内容は、公共施設等の総量の縮減と適正配置の視点を盛り込み、総合管理計画に掲げる基本方針に即するものとしています。



出典：総合管理計画

第2節 第1次アクションプランの趣旨

(1) 第1次アクションプランの計画期間

第1次アクションプランの計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)までの4年間とします。

年度	H29 (2017)	H30~33 (2018~2021)	H34~ (2022~)				~H68 (~2056)
東大和市 公共施設等総合管理計画	H29(2017年度)~H68年度(2056年度)の40年間						
	社会情勢等の変化に応じて見直しを実施予定						
東大和市 公共施設等マネジメント行動計画 (アクションプラン)	策定 準備	第1次 計画期間 4年間	第2次				
	第2次アクションプラン以降は、計画の進捗状況や施設の動向を踏まえ、策定する						

出典：総合管理計画

(2) 第1次アクションプランの概要

第1次アクションプランは、建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置を計画的に進めるため、計画期間の4年間の取組みを定めたもので、「建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置に関する基本的な考え方」を定めるとともに、この考え方に即して取り組むべき事項と、国の動きや現状の公共施設等の状況を鑑みて、優先的に取り組むべき事項を定めています。

第2章 第1次アクションプランにおける建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置に関する基本的な考え方

総合管理計画では、「公共施設等適正化三原則」を踏まえた建築系の公共施設に係る基本方針として「建築系の公共施設に係る基本方針」を定めています。

この基本方針に即して、「第1次アクションプランにおける建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置に関する基本的な考え方」を次のとおり定めます。

【第1次アクションプランにおける建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置に関する基本的な考え方】

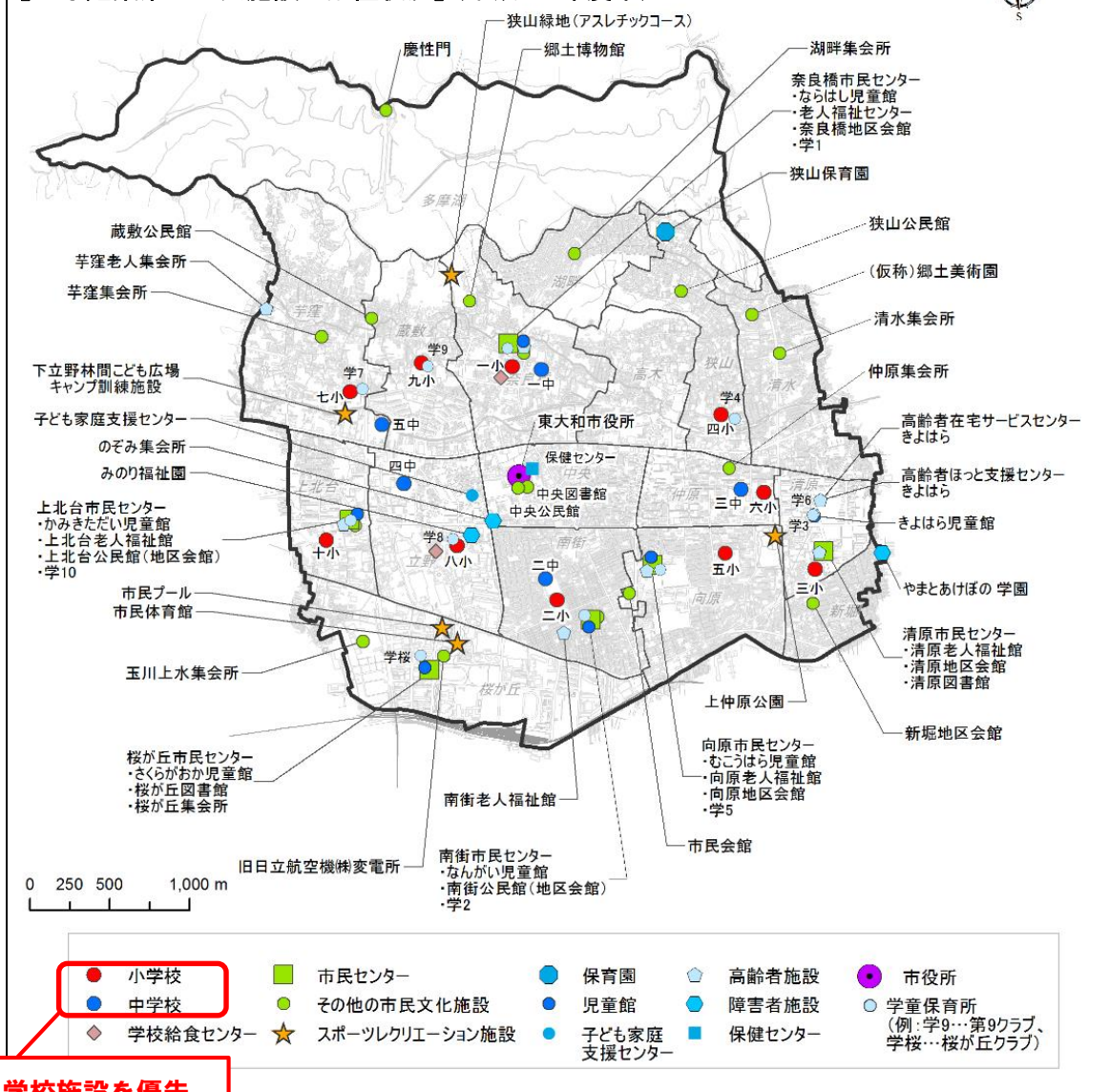
建築系の公共施設等の適正配置にあたっては、学校施設を中心に取組を進めます。

学校施設の周辺施設等の適正配置にあたっては、学校施設の長寿命化、学校の統廃合に関する計画と整合を図りながら、取組を進めます。

【学校施設を中心に、取組を進める理由】

- ① 市が保有する建築系の公共施設の総延床面積の約6割を、学校施設が占めていること。
- ② 多くの学校施設が建築後45年以上経過していること。
- ③ 現在、約6,500人の児童・生徒が通学（利用）していること。

【主な建築系の公共施設の配置状況】（平成27年度末）



第3章 第1次アクションプランにおける取組事項

第1節 建築系の公共施設に係る取組

第1項 学校施設（小中学校）

担当課	教育総務課、教育指導課			
取組項目	① 学校施設の適正規模及び適正配置等のあり方に関する計画の策定 ② 学校施設の長寿命化計画の策定			
取組内容	① 将来の年少人口の減少を踏まえ、建築系の公共施設の総量の縮減を図ることや、子供たちにとって望ましい教育環境を整えるため、将来を見通した、学校の統廃合に関する計画を策定する。 ② 学校施設を対象として、整備内容や時期、費用等を示す学校施設の長寿命化計画を策定する。			
年次計画	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
	検討	策定		

第2項 （仮称）公共施設再編計画の策定

担当課	公共施設等マネジメント課			
取組項目	（仮称）公共施設再編計画の策定			
取組内容	・総合管理計画の計画期間における建築系の公共施設の総量を縮減し、適正配置を進めるため「（仮称）公共施設再編計画」を策定する。			
年次計画	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
	検討	策定		

第3項 保健・福祉施設

担当課	保育課、子育て支援課			
取組項目	やまとあけぼの学園の老朽化対策方針の策定			
取組内容	・建築後45年以上が経過したやまとあけぼの学園（昭和47年度建築）の、老朽化対策に係る方針を策定する。			
年次計画	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
	検討	策定		

第4項 公共住宅（市営住宅）

担当課	総務管財課、都市計画課			
取組項目	市営住宅のあり方に関する方針の策定			
取組内容	・市内の都営住宅等の公的賃貸住宅、民間賃貸住宅の状況、今後の公共施設等の管理に関する課題等を勘案し、福祉施策等の他の施策との連携を図った総合的な運営方法について検討し、市営住宅のあり方に関する方針を策定する。			
年次計画	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
	検討	検討	策定	

第5項 用途廃止後の公共施設の跡地の利活用について

担当課	公共施設等マネジメント課、子育て支援課、関係課			
取組項目	① みのり福祉園跡地の利活用方針の策定 ② 第一・第二学校給食センター跡地の利活用方針の策定			
取組内容	① 平成28年(2016年)10月に用途を廃止したみのり福祉園の跡地の利活用に係る方針を策定する。 ② 平成29年(2017年)3月に用途を廃止した第一・第二学校給食センター跡地の利活用に係る方針を策定する。			
年次計画	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
	策定			

第6項 公共施設に係る包括施設管理業務委託の導入

担当課	公共施設等マネジメント課			
取組項目	公共施設に係る包括施設管理業務委託の導入			
取組内容	・施設、設備の管理の水準の向上と業務の効率化を図るため、建築系の公共施設に係る保守点検業務等の管理委託について、包括施設管理業務委託を導入する。			
年次計画	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
	事業者の選定・ 詳細協議	導入		

第4章 第1次アクションプランの推進に向けて

第1節 取組の推進体制

庁内検討組織として、東大和市公共施設等最適化検討委員会等を開催し、情報共有、連携を図り、取組を推進します。

第2節 取組の評価

第1次アクションプランの取組は、1年ごとに取組状況について調査を行い、進捗管理を行います。

第3節 次期アクションプランの策定に向けて

第2次アクションプランは、第1次アクションプランの進捗状況等を踏まえ、平成32年度（2020年度）末から策定作業を開始し、平成33年度（2021年度）中に策定を予定します。

東大和市公共施設等マネジメント行動計画

平成30年（2018年）7月

発行 東大和市 企画財政部公共施設等マネジメント課

〒207-8585

東京都東大和市中心3丁目930番地

電話 042-563-2111（代表）